

令和8年度 財務省政策評価実施計画等について

1. 令和8年度財務省政策評価実施計画等について	1
2. 令和8年度実施計画における「政策の目標」の体系図	2
3. 令和8年度実施計画のポイント	3
(1)総合目標における主な変更・追加について	4
(2)政策目標の変更及び施策の主な変更・追加について	5
(3)令和7年度と令和8年度の「測定指標」の比較	6
【参考】 予算編成等におけるEBPMの取組一覧	7
【参考】 財務省におけるデジタル化の取組一覧	8
【参考】 過去5年間ににおける測定指標の推移	10

1. 令和8年度財務省政策評価実施計画等について

■ 財務省の政策評価の基本的な枠組み

- 財務省は、政府全体の政策評価法等を踏まえ策定した財務省の基本計画に基づき、その主要な政策分野全てを対象とした目標管理型の実績評価方式により、政策評価（評価期間は4月から翌年3月末まで）を行っています。

（注）上記基本計画（期間は令和5年度から5年間）は、財務省として政策評価の目的や実施方針等の基本的事項を記載。

- 実施計画策定にあたっては、政策評価懇談会を開催し、外部有識者の方々からのご意見を踏まえ、毎年3月末までに策定・公表しております。

2. 令和8年度実施計画における「政策の目標」の体系図

財務省の「政策の目標」の体系図(令和8年度版)

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を表現し、マーケットからの信頼を確保する。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に自配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていく。その達成に向け、「強い経済」の表現を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標2)

「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。また、日本企業の海外展開支援や国の経済安全保障上重要な取組を推進する。

財政・経済運営 (総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、「強い経済」の実現と財政健全化の両立に取り組む、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた取組の推進
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援及び国の経済安全保障上重要な取組の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

(注) 昨年度からの変更箇所 令和8年度予算編成の基本方針や令和8年度税制改正の大綱等を踏まえた変更(下線部)

3. 令和8年度実施計画のポイント

- 財政の総合目標については、「令和8年度予算編成の基本方針」等を踏まえ、一部を下記の文言に変更等を行っています。

「『経済・財政新生計画』の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保する。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていく。その達成に向け、『強い経済』の実現を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。」

- 世界経済の総合目標については、経済安全保障の観点を明確化しています。
- EBPMに関連して、租税特別措置・補助金の見直しについての記述を追加しています。
また、財政投融资においても、データを活用した定量的な評価を行うなど、EBPMの取組を進める旨明記しております。
- 実施計画全体を通じて、政策評価懇談会での議論等も踏まえ、文章の簡素化・簡略化をしております。

3. (1) 総合目標における主な変更・追加について

目標	変更内容
○総合目標1 (財政)	<p>・総合目標の一部を『経済・財政新生計画』の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保する。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていく。その達成に向け、『強い経済』の実現を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。』という文言に変更しました。</p> <p>なお、総合目標を構成する「テーマ」、測定指標もあわせて変更し、総合目標2、6の総合目標の内容及び目標設定の考え方、政策目標1-1、1-5の取組内容等でも同様の趣旨の変更を行っております。</p> <p>・総合目標の内容及び目標設定の考え方に『令和8年度予算編成の基本方針』において、EBPMやPDCAによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策(支出や税制)は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、『強い経済』を支える財政構造への転換を推進するとされています。』という文言を追記しました。</p> <p>なお、総合目標6の総合目標の内容及び目標設定の考え方も同趣旨の追記を行っております。</p>
○総合目標2 (税制)	<p>・総合目標の「コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考えの下」の部分を『強い経済』の実現』という文言に変更しました。</p>
○総合目標5 (世界経済)	<p>・総合目標に「国の経済安全保障上重要な取組を推進する」という文言を追記しました。</p> <p>・総合目標の内容及び目標設定の考え方の「日本企業の海外展開を支援する」の前に、「サプライチェーン強靱化の観点を含め」という文言を追記しました。</p>
○総合目標6 (財政・経済運営)	<p>・総合目標の「経済再生」の部分を、『強い経済』の実現』という文言に変更しました。</p> <p>・総合目標の内容及び目標設定の考え方に「租税特別措置・補助金の見直しについては、令和9年度の予算編成・税制改正プロセスにおいて、要求・要望段階から査定段階まで一貫した対応を行います。」といった点について文言を追記しました。</p> <p>・総合目標を構成する「テーマ」を「デフレ脱却と『強い経済』を実現しつつ、『経済・財政新生計画』の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく。』に変更しました。</p>

3. (2) 政策目標の変更及び施策の主な変更・追加について

目標	変更内容
○政策目標1-1	<p>・取組内容に、「内閣官房『租税特別措置・補助金見直し担当室』における取組等について、予算編成等への適切な活用・反映に努めます」といった点について文言を追記しました。</p>
○政策目標2-1	<p>・政策目標の「賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現」の部分を「物価高への対応や『強い経済』の実現等」に変更しました。</p> <p>・取組内容の一部を「物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げます。また、『強い経済』の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行います。このほか、自動車関係諸税の見直し、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税(仮称)の創設等を行う」という文言に変更しました。</p> <p>・租税特別措置に関する取組内容に、「税制調査会『税制のEBPMに関する専門家会合』において、EBPMの観点から客観的なデータ等や学術研究に基づいた効果の検証に係る議論を行っている」という文言を追記し、「令和9年度の税制改正プロセスにおいては、要望段階から査定段階まで一貫した対応を行います。今後も、『税制のEBPMに関する専門家会合』における議論や各省庁による政策評価、内閣官房『租税特別措置・補助金見直し担当室』における取組、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果などを活用し、必要性や政策効果の精査等を行います」という文言に変更しました。</p>
○政策目標3-1	<p>・取組内容に、「国債の保有促進に向けた取組として、個人向け国債について、令和9年1月発行分(令和8年12月募集分)より、安定的な保有が期待される非営利法人等に販売対象を拡大する予定です。短期金利に連動した変動利付国債については、令和9年1月以降の発行開始を予定し、市場関係者と調整を進めていくこととしております」、「令和8年12月募集分(令和9年1月発行分)より、個人向け国債の販売対象を『個人のみ』から『個人及び一部の法人等』に拡大する予定です。」という文言を追記しました。</p>
○政策目標3-2	<p>・財政投融资計画編成の取組内容に「データを活用した定量的な評価を行うなど、EBPMの取組を進めてまいります」という文言を追記しました。</p>
○政策目標5-3	<p>・取組内容において、金密輸に対する対策について、「輸出時の審査・検査強化を含む水際対策の強化、無許可輸入に対する税関長の通告処分としての没収の実施や罰金相当額の引上げ(罰金相当額の算定基準を犯則時価格から時価相当額とする)、内外関係機関との連携強化等を実施する」という文言に変更しました。</p>
○政策目標6-3	<p>・政策目標に「国の経済安全保障上重要な取組の推進」という文言を追記しました。</p> <p>・政策目標の内容及び目標設定の考え方に「国際社会を取り巻く環境が変化する中、経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や国益の確保の観点も踏まえ、海外展開の取組を進めています。」という文言を追記しました。</p> <p>・政策目標6-1の施策「テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応」、「対内直接投資審査制度の適正な運用」を政策目標6-3の施策に変更したことに伴い関連する記述を追記しました。</p>
○政策目標7-1	<p>・「『強い経済』を実現する総合経済対策」を踏まえ、取組内容に「日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げ等を行う」ことを追記しました。</p>

3. (3) 令和7年度と令和8年度の「測定指標」の比較

目 標	令和7年度	令和8年度	変更の内容
政策目標2-1	定量 政2-1-2-A-1	定量 政2-1-2-A-1	近年の情報収集・発信手段の変化等を踏まえ、今後はメールマガジンに代わる新たな発信手段を活用してより効果的な情報発信を行うことを予定しており、税制メールマガジンは令和8年度中に終了を予定していることから、同指標を廃止いたします。
	税制メールマガジン登録者数	廃止	

【参考】 予算編成等におけるEBPMの取組

※令和8年度事前分析表から抜粋

1. 予算編成

「令和8年度予算編成の基本方針」において、EBPMやPDCAによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策(支出や税制)は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進するとされています。【総合目標1】

EBPMを推進し、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算編成等への適切な活用・反映に努めます。【政策目標1-1】

2. 税制改正

格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、EBPMの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。【総合目標2、政策目標2-1】。

租税特別措置については、税制調査会「税制のEBPMに関する専門家会合」において、EBPMの観点から客観的なデータ等や学術研究に基づいた効果の検証に係る議論を行っているほか、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、令和9年度の税制改正プロセスにおいては、要望段階から査定段階まで一貫した対応を行います。今後も、「税制のEBPMに関する専門家会合」における議論や各省庁による政策評価、内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果などを活用し、必要性や政策効果の精査等を行います。【政策目標2-1】

3. 財政投融资計画編成

要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用するとともに、データを活用した定量的な評価を行うなど、EBPMの取組を進めてまいります。【政策目標3-2】

【参考】財務省におけるデジタル化への取組一覧①

※令和8年度事前分析表から抜粋

1. 財政

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等(オンライン形式も含む)の広報活動に積極的に取り組みます【政策目標1-1(施策1-1-2)】。

2. 国債

海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供等を実施していきます。具体的には、海外IRの実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別面談を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。【政策目標3-1(施策3-1-3)】。
「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する(オンライン開催等を含む)とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います【政策目標3-1(施策3-1-4)】。

3. 国有財産

5G基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備等の設置場所として、庁舎等を提供します。【政策目標3-3(施策3-3-1)】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します【政策目標3-3(施策3-3-3)】。

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します【政策目標3-3(施策3-3-4)】。

4. 通貨

CBDC(中央銀行デジタル通貨)を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます【総合目標4(テーマ4-2)】。

【参考】財務省におけるデジタル化への取組一覧②

※令和8年度事前分析表から抜粋

5. 税関手続

輸入事後調査業務や輸入貨物検査選定等を支援するため、税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)をAIを用いて解析するモデルの構築及び活用を引き続き推進していきます【政策目標5-3(施策5-3-1)】。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進、キャッシュレス納税の利便性向上など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めてまいります。

「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の携帯品に係る迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)等の効果的な機器の適切な運用に努めるとともに、入管・税関手続に必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」を関西国際空港、東京国際空港(羽田空港)、成田国際空港第3ターミナル及び福岡空港に導入し、運用を開始しました。引き続き他の空港にも順次導入してまいります【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」の内容等について随時見直しを行います。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。さらに「税関X」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます【政策目標5-3(施策5-3-5)】。

6. 国際政策

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が会合等を主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、説明会を月1回程度実施するよう目標値を設定しました【政策目標6-3(施策6-3-2)】。

投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、関係省庁と連携しつつ、一連の手続きをオンラインで完結できるようシステム化に向けた検討を進めます【政策目標6-3(施策6-3-3)】。

7. 地震再保険

地震保険検査の実施において、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います【政策目標8-1(施策8-1-3)】。

8. 共済手続

内部手続も含めた共済手続のデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

【参考】 過去5年間における測定指標の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	前年度比
総合目標内の測定指標	16	16	16	16	16	0
（内 定量的測定指標）	1	1	1	1	1	0
（内 定性的測定指標）	15	15	15	15	15	0
政策目標内の測定指標	127	127	127	125	124	▲1
（内 定量的測定指標）	49	47	47	45	44	▲1
（内 定性的測定指標）	78	80	80	80	80	0
合計	143	143	143	141	140	▲1